

【概要版】恩納村無電柱化推進計画

発行：恩納村 建設課 令和7(2025)年3月

第1章 はじめに

沖縄県は年間7～8個の台風が接近する台風常襲地帯で、これまでも台風によって電柱の倒壊の被害が発生しており、本村は台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、海岸線沿いに集落が散在する地理的条件にあって、狭小な土地に密集する人口、増加する観光客等の社会的条件をあわせ持つ。そのため、村民の生命、身体及び財産を被害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策である。さまざまな対策を組み合わせることで災害時の社会的経済活動の停滞を最小限にとどめることが重要である。

平成28年12月には「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が施行され、無電柱化法8条においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県及び市町村は、無電柱化の推進についての計画である「無電柱化推進計画」を策定するよう努めなければならないとされている。

沖縄県においても、平成31年3月に「沖縄県無電柱化推進計画」が策定され社会情勢の変化等を踏まえて、令和6年3月に改訂している。これらを踏まえ恩納村における無電柱化を推進するため「恩納村無電柱化推進計画」を策定し、今後の無電柱化の基本的な方針、目標を定める。



第2章 無電柱化推進計画について

無電柱化
の目的

【防災】機能の向上・強化
【安全】安心・安全な通行空間の確保
【景観】良好な景観の形成

計画の
位置付け

恩納村第6次総合計画

恩納村地域防災計画
恩納村むらづくり計画

恩納村
無電柱化推進計画

第3章 無電柱化対象路線の選定

優先路線
の選定方法

村道の無電柱化を計画的かつ重点的に進めるため、評価項目を設定し、評価ポイントの高い路線を優先整備路線とします。

【沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画】にて緊急輸送道路に認定された、村道赤間線の無電柱化に向けて取り組みます。

基本方針

防災機能の向上

安全で快適な歩行空間の確保

良好な景観の形成

評価項目

- ・緊急輸送道路(第一次、第二次)
- ・指定避難場所への避難(補助)道路
- ・生活関連道路
- ・通学路
- ・観光ルートに該当する道路
- ・景観重要公共施設候補に該当する道路



村道赤間線の無電柱化後のイメージ